

藤本 ではこれから内藤さんの報告に関してディスカッションしていきたいと思います。先ほどもお願いいたしましたけれども、最初にお名前を言ってからご発言いただければと思います。では、どなたか最初に口火を切っていただきたいと思います。

内藤 佐藤先生はいろいろとご批判があると思います。

佐藤 ありがとうございます（笑）。どうぞ、どなたからでも。

吉良 学振PDの吉良です。今回は大変興味深いご発表をありがとうございました。いくつか気になった点があるのですが、内藤さんはこの間、『自然主義の人権論』を上梓されて、今回も自然主義ということで発表されるのかなと思っていましたけれども、今回はどうも自然法ということを強調されている感じがしました。その辺の関係がどうなっているのかと思ひまして、ちょっとお伺いします。

今回、契約遵守というのをホップズ的自己保存から繁殖といった近年の進化生物学の知見などでご説明されたのだと思いますけれども、これは契約あるいは道徳一般といってもいいのでしょうか、それは守られるべきであるという規範的な正当化であるのか、あるいは単に説明であるのか、ちょっとどうかなと思ったところがあります。内藤さんの意図としては規範的な正当化であるというのは後半のほうで大分述べられていますけれども、どうも聞いている限りでは、大体人間というのはこういうことをしてきたものだ、ゆえに現在の契約や道徳の体系ができた、ということを説明しているような、記述的な側面のほうが強いように見受けられたわけです。

もし規範的な話であるとするならば、自己保存あるいは繁殖などといったものはどちらでもいいという非合理的な人間に対して、規範遵守を要求できる根拠は何だろうかというところが気になります。どういうことかといいますと、目的に対する手段的合理性が「べし」ということの定義であるということだと思ふんですけれども、その手段的合理性を持つべきであるという主張自体が一つの規範的主張であるということは強調されているところだと思いますし、これを自然法主義という言葉で説明されているんだと思います。しかし、現実には手段的合理性をそんなに尊重しない人々がいるというのも事実なわけで、遠回りするのもいいのではないかという人もいます。そういった人々にどう正当化するのか。

それと、そういった手段的合理性がよいというふうにひとまず認めたとしても、ある目的に対して何が最短手段であるのかというのはなかなか決まてこないのではないかと思います。先ほどの浮気相手と温泉に行くという例もありましたけれども、これもしかしたら繁殖にとってとてもよいことかもしれないという可能性もある。そのあたりの不確定性をどう考えていらっしゃるのかというところが二つ目です。

まとめますと、合理性、つまり目的に対する最短手段というのはなかなか決まらないのではないということと、そして自然法主義と自然主義の相性の問題です。手段的合理性を持つべきだというのは自然法主義の主張でしようけれども、それはこれまでの内藤さんの主張であるところの自然主義とうまく接合できるものなのかどうか。とりあえずこの2点をお願いします。

内藤 前半の自然法主義云々のほうから行きますと、一言で言えば、自然主義の中に自然法主義の主張が組み込まれているというのが私の立場だという答えになるかと思います。要するに自然主義なんですけれども、その自然主義ということを主張したときに、きょう報告の中で取り上げたように、それでは規範性ということに関してどうなんだと反論されて、それに対して規範的な議論として説明するのであれば、さっき言った自然法主義という立場を私はとっていて、皆さん（自然法論を批判する人など）はそうではない立場になっている、そういう関係でしょうという説明になると思います。

それで、非合理的な人に対してどうやって説明するかということに関しては、要するにそういうときに非合理的な判断をしている人に対して、私のほうの説明でこういうふうにすることが、つまり約束を守るとか自然法を守ることがあなたの生存・繁殖上、原則としてプラスになりますよということを言ったとする。すると、「それはわかったけれども、おれはそうしたくないんだよ、おれは非合理だからそうじゃないやり方をとりたいんだよ」とその人はいうかもしれないが、「それじゃああなたが志向しているものに対して適切な手段をとっていないですよね」と言うことが、まさにその人に対する反論になっている。向こうからすると、「おれはこうしたいんだよ」と言っても、「でもあなたがやっていることは、あなたが志向しているものに対してマイナスなんだからこういうやり方に変えたらいいじゃないか」と言えるところ、その議論がそういう人に向けた私の主張の正当化の議論として提示されているというのが私の位置づけです。

だから、向こうからすると非合理だというけれども、非合理的なのは全然規範的レベルで根拠づけられないでしょう。理由はないけれども、何を言われても説得されなくて、私はとにかくこっちがいいんだと言っているのでは、それはそっちの人の主張に正当化の根拠がないのであって、それに対して私の議論でもってあなたの言うようにするよりもこっちのほうがいいですよねと言えるというのが、特にきょう後半のほうで示した自然法主義という言葉であらわした議論の意味ということになります。

それからもう一つのほうは、何でしたっけ。すみません、しゃべっていると忘れてしまう。(笑)

吉良 ではその話に続けますと、その人に対して、あなたが言っていることは手段的合理性の観点からいったらちょっとおかしいんじゃないか、遠回りしているんじゃないかという指摘ができるというのが正当化であるということですよ。でも、何が最短手段かというのはなかなかわからないわけで、その人にとってはこれが最短手段だと思っているかもしれないけれど、内藤さんは、いや、こっちが最短手段だよと主張される。そうするとどっちで決めるべきかというのは結構難しい問題ではないでしょうか。

内藤 それはさっき温泉の例で言った（ことです）。おっしゃるとおりで、特定の繁殖枠組みである家庭を大事にするという戦略をとる以外に、ジゴロ戦略とかあちこちに種をまいたほうがおれの適応度上はプラスなんだという戦略もあり得るわけです。その評価というのは相対的なものであって、こっちだと言えないじゃないか、少なくとも具体的

なケースに関してはそうじゃないじゃないかという余地はあって、それはそのとおりです。私の立場としては、個別ケースの場合でこの状況ではこうしたほうがいいというのはもちろんディテールのレベルで千差万別だけれども、それでも「セオリー」はある。

ジゴロ戦略をとる余地が仮にあったとしても、原則として集団生活を送り、その中で繁殖をする枠組みというのは社会的に是認されなければならないというのが基本的に人間社会の構造になっていて、細かい進化学の議論にもなりますけれども、それ（個人が繁殖をする枠組み）は基本的に野放しにされない。そのときにジゴロ戦略をとるというのは有効な場合もあるけれども、原則としては有効ではないと言えるというのが、その考え方です。例えばスポーツで言うなら、個々の場面に応じた戦術とか戦略があるわけです。ピッチャーだったら足腰を鍛えるというのは原則として有効だと、（でも）おれの場合は手が長いから足腰じゃなくてこういう投げ方をしたほうがいいんだよとか、個別にそういうケースがあったとしても、下半身を鍛えて体重移動をしっかりとさせてというのが大事だという原則は示せる。その原則レベルで考えるのがここでの正当化の議論なので、個別レベルで反論の余地はあるけれども、それを踏まえた上で原則レベルで考えるのがよくて、それが提示できるところがここでの正当化の議論だというお答えになると思います。

佐藤 ちょっと伺ってよろしいですか。佐藤と申します。きょうは内藤さんのお招きにありがとうございます。

結局こういうことになるのですか。人間は生存・繁殖する、これは事実ですよ。そのためには契約は守ったほうがいい。ただ、契約を守るべしという規範の根拠はどこにあるのか。それは自然法だということなんです。その自然法の中身は何なのですか。つまり、ホッブズから出てホッブズが一番科学的だと思われてそうなさったのだと思うのですけれども、ホッブズは科学的と言えるかどうか、あんなのは分解して組み立てて、現実にもしなない人間を想定したわけですよ。改めて組み立てると今度は自然権というのを持たせておいたら何をするかわからない。何でもしていい権利が自然権でありながら、またそれが邪魔になってこれは放棄しようと。それで国家契約を結ぶわけですよ。

そういうホッブズを内藤さんは換骨奪胎してまでも——私はしていると思うのですけれども、そうしてまでもなおかつ自然法とどうして言わなければいけないのか、そこがわからないのです。どうしても拘束力という以上は、契約の拘束力は自然法から出さなければいけないのですか。そのとき「出る」とか「出す」というのは一体何なんでしょう。

こういう問題なんです。論理的に出るのか、事実上出るのか、あるいは人間の感情その他全部含めて出しているのか。その辺の説明がない。事実から遠い規範を出すのでも、もう少し簡単にいくのではないかと私は実は思っています。それを、OLが出てきたり、いろいろな例題が出てきて非常に複雑に議論していると思います。自然法の中身は何なんですか。

内藤 論証の余地があって、これだとはまだ確定的に言えませんが、原則として私が考えているのは「互惠」と「配分」です。

佐藤 それを文章で言ってください。要するに、自然法というのは規範の「べし」で、文章で言わなければいけませんよね。

内藤 互惠というのは要するにフリーライドしないということなので、契約を守るとか約束を守るといのはまさにその典型的な原則になります。「互惠にかなう行動をすべし」ということですね。それから配分に関しては、「配分すべし」ということですが、資源獲得機会を集団の中でひとり占めするとか、そういうことはすべきでないということです。

佐藤 そうすると契約は守るべしですか。

内藤 互惠にかなう行動をとるべしということです。

佐藤 契約を守るべしは、互惠にかなう行動をすべしの中に入るのですか。

内藤 はい、その典型だと思います。今の先生のご質問で幾つか論点があるので、どれをどうというのはいろいろ答え方があると思いますけれども、一つ思いつくのは、なぜ自然法という形で説明しなければいけないのかということに関しては、きょう申し上げた趣旨の2番との関連で私が考えていることは……。

佐藤 EUですか。

内藤 要するに規範というのに関して、普遍的な根拠づけをしないのは危ないことだと私は思っていて、EUはもちろんそうなんですけれども、そういうような従来の枠組みである国家的な法というのを超えて、超国家共同体みたいな従来想定されていない法の枠組みが出てくる。あるいは途上国とかアフリカだと、さっき言ったように実態的にすごく非「配分」的にされてしまう国がある。そういうところで、権力者が自分と自分の部族を優先するようなむちゃくちゃな法政策をとるといったときに、「それはあんたいかんよ」ということを根拠づける理論を提示することは意味があることだと思っています。

そういう意味で自然法ということを持ち出す私の趣旨というのは、そういう形で普遍的な規範というのはあなたがどう思うとか、ジンバブエの私がこう思っていますとか、イギリスの私がこう思っていますというのを超えて、あんたらが思っている信念とは別に、やはりこういう形で自然的な法とか普遍的な法というのは正当化できますよねということを提示することに意味があると思っている。そういう意味で自然法というのを持ち出しているというのが、一つのお答えになるかと思います。

あとホッブズに関しては、解釈の余地と議論の余地がすごくいっぱいあって、換骨奪胎だと言われれば、なるほどそれはそのとおりというところは多々あります。そこでおっしゃる趣旨はよくわかるので、ホッブズそのものの議論がどの程度むちゃくちゃかどうかという議論は多々あると思いますけれども、換骨奪胎になるのかもしれないですが、私はその方法論を持ってきて……。先生がおっしゃる、ホッブズの一面的な人間観だとか人間に対する見方がおかしいじゃないかというところは、人間行動進化学の知見でかなりフォローして、違う形でより正確に構成し直せるので、その上でホッブズの方法論というのを使うと、まさに自然法論の枠組みでこれが再構成できるというのはむしろメリットだと思う

ています。そういう意味で、ホッブズを持ち出して自然法論の枠組みでこの議論をするというのは、さっき言った自然法にはこういうふうなメリットがあるという私の主張とあわせて……

佐藤 苦労しているのはわかります。グロチウスやロックを持ってくると神様が出てきますから、やはりこれは持ってこられないということですね。けれども、互惠だとか配分だとかという、こうすべしという自然法の根拠に人間の生存と繁殖……

内藤 繁殖のための合理的手段であるということを根拠にするということです。

佐藤 それを持ってくるのですね。

内藤 そうです。

佐藤 そういうのを根拠と言うのですかね。

内藤 言うんだというのがきょうの主張です。(笑)

佐藤 ロジカルに出てくるわけではないですね。

内藤 それに対する説明として妥当かどうかわかりませんが、唯名論とはちょっとちがいますが、「それに対して合理的である」ということを指して我々は正とか善の概念を認識しているんだということが、ここでの回答になるかと思います。特に、事実を事実として記述するレベルと、規範を規範的なレベルで我々がとらえる、志向するレベルというのは世界を区別して(すべきだ)という議論を以前から先生はされていると思うので、そういうレベルで、2つのレベルのつながりがどうなのかという疑問がある。そこから来ているご質問だと思います。

それが合理的に出てきているのか、何をもって出てきているのかということに関しては、そういう形で生存・繁殖に対して意思を持っている人間が「それに対して合理的である」と認識することから、そこで出てきている心的状況を指して善とか正と言っているというのが私の答えです。

佐藤 いろいろ言葉遣いにもちょっと問題はあるように思うのですが……

内藤 筋として説明させていただくとそういうことです。

佐藤 生物として生きているだけなんじゃないですか。

内藤 何がですか。

佐藤 生きようとする意思というのですか。

内藤 意思を伴わないと規範にならないですね。意思というのが規範に伴うじゃないかということに関してそういう説明をするということです。

佐藤 その意味では価値とは区別したほうがいいだろうと思います。

内藤 価値と何をですか。

佐藤 規範と。

内藤 それは先生が前におっしゃっていた議論ですね。

佐藤 もうこれでやめますけれども、最後にもう一つ気になるのが利益ですね。高いところから利益と言われても、やはり現実には下の、具体的・個別的なところで問題にな

るわけですね。かつての自然法みたいな理想的なものを掲げてみても空虚だと思うのは、掲げることはいいとしても、それと現実との距離があまりにも離れていて、そしてすべてが利益だ、利益だと（いうと）、一体利益とは何でしょうかという問題もまた出てくるのかと思います。ちょっとそういう疑問が出てきました。ただ、内藤さんご自身はセオリーを考えただけなんだとおっしゃっていますから、そのところはこれからなのでしょうけれども。

もう一つは自然法にはやっぱり強制力がないですね。

内藤 現実の強制力はね。

佐藤 現実には守らせないといけないわけです。ねばならない段階だったら幾らでも言えるので。いろいろな強制がありますけれども、そのときには強制というものをどう働かせるのか。ただ超国家的な団体を考えるときには、一元的な強制というのはなかなかつくりにくいから、まずはセオリーなのかなと思って聞きました。ありがとうございました。

内藤 こちらこそいろいろありがとうございました。今ご指摘いただいた点は、本当に重要な問題で、私もこれから細かく勉強しなければいけないと思っています。利益がこんな（離れた）ところにあるという話に関しては、ディテールを詰める必要があるということだと思ふんですけれども、言ってみれば適応度なんですよという話で、自分の中では「利益」は割と確たるイメージです。具体的な利益を包括する概念として「適応度」は私は有効な概念だと思っているので、それをしっかり説明できるようにというご指摘はありがたい（伺いましたし）、勉強したいと思います。

それから後半のほうでおっしゃられたことに関しても、まさにそういうような超国家共同体というか国家が動かないという状況があるだけに、逆に自然法ということを出すことに意義があるのではないかと思っています。現実的な法の強制力というのが作用しないとか、作用するんだということをこれから考えないといけない状況にあるときに、その昔、中世とかに自然法概念が一定の影響を持ったのと同じように、こういう形で自然法論を再構成すると、そこに何かむしろ積極的な意味を持てるのではないかという構想なので、それが出せるように勉強したいと思います。どうもありがとうございました。

藤本 少し時間はオーバーしていますが、まだ内藤さんはおられるみたいなので続行します。（この第1部が終わったら）内藤さんは帰ってしまうので、今のうちをお願いします。

屋敷 屋敷です。どうもありがとうございました。途中から来てしまいましたので最初のほうでおっしゃっているかもしれないですが、吉良さんと佐藤先生のご質問から想像するに、多分言っていないだろうと思いましたので質問させていただきます。

一つは、先ほどの吉良さんの質問にもあったと思うんですけれども、5ページのところで、これは確かに例外があると。それは個別的な対応の話で、ルールの話ではないというのは全く私も同感です。内藤さんが今までご報告でなされていたようなミトコンドリアがどうか、その辺からずっと来ての話でそういうルールのお話をされるときは、まあそうなんだよねと思えるわけですが、例えばきょうのお話みたいに、最終的に視野におさ

めるのが現実の 21 世紀社会における例えば EU とか、非常に具体的な実体を持って、しかも特定の歴史的条件のもとでのみ成立しているものを指して言う場合に、果たしてそれで全部切って捨てられるのか。

これは内藤さんが大学院生だったころから私がいつも繰り返し出している例ですけども、戦争で男性が半分死んでしまって男女比が 1 対 2 になったらどうするのか。奥さんと愛人でも 2 人奥さんでもいいけれども、男性が必ず 2 人ずつ女性と組になるほうが男性にとっても女性にとっても最大限の繁殖機会になるのではないかという話です。これは社会全体がそうになったらどうなるのかという話で、1 人のジゴロがいたらどうかという話ではないので、個人の戦略の問題ではない。今のは例えば現実の EU では起きていない例、架空の例ということになりますけれども、そういう形での条件づけというのは実際の具体的な超国家共同体みたいなものを想定するときはやはり出てきてしまうのではないか。そうだとすると、内藤さんの立てていくような自然法の理論で本当に最後まで突っ切っていけるのかどうか、少し疑問に思ったというのがまず 1 点目です。

それからもう一点は、佐藤先生がもうほとんどおっしゃってくださったので、まさにそこなんですけれども、利益という問題です。確かに内藤さんはそういうふうには利益をとらえているのかもしれませんが、ほかの人からするとやはりあまりにもかけ離れ過ぎているように思えて、そうだとすると例えば一般の実定法学者とか進化論を持ち出さないような法哲学者が利益だと呼んでいるような次元での概念の利益の定義から、やはりはみ出るのではないかという気がします。確かにそれを利益と呼ぶこともできるし、それで内藤さんはそう呼んでいるわけだけでも、そこで問題になっているのはそもそも利益に基づいているかということではなくて、利益の概念が何であるのかと。要するに定義自体が違うという話になると、それはそもそも議論が成り立っていないのではないかという疑問を抱いたというのが 2 点目です。ただ、既に半分ぐらいは答えになっていると思います。

最後に一番大きな問題というか、これは批判というよりも単純に聞きたいだけですが、一番最後の結論のところ、合意の拘束力に普遍妥当性がある、自然法も存在するというふうにして、お話を半分伺った限りではそういう方向に向けて結論を持っていたというのはわかるわけですけども、この場合の合意というのは何なんですか。つまり、内藤さんが自然法として想定されているものにかなう、あるいはその内容を具体化するような合意だけがここでいう合意であって、逆に言うとそれに反する合意というのは拘束力を持つ合意ではないと。そうだとすると、そこでいう合意に本当にそんなに意味があるのか。自然法を具体化するという、あるいは自然法が拘束力を持つと言えば済む話であって、それこそ個別具体的事例の話にすぎないのではないかというふうに少し疑問を抱いたので、特に第 3 の点についてコメントしていただければと思います。

内藤 非常に勉強になるご質問で、本当にありがたいです。最初は何でしたっけ。(笑)

屋敷 要するに具体的な社会を念頭に置くと、社会全体が内藤さんの自然主義で前提としている条件を全部満たしているとは限らないのではないかと。そういう場合に、特定の

ジゴロの例外とかそういうふうには言えない状況があるのではないかということです。

内藤 おっしゃる趣旨はなるほどと思います。答えとしては、細かく検討しないとわからないですけども、今の私の立場は原則で押せるのではないかという立場です。それは本当に一個一個検証していかないとはいえませんが、さっきおっしゃった例えば男の数が減ってしまったときには規範が変わるだろうというのだと、具体的にそういうケースがあるかもしれないけれども、原則は変わらないというのが僕の立場です。例えば雄の数がすごく減るというときには、雄の数は別に減ってもいいんですよ。なぜかという、雄は複数の雌と配偶して繁殖する可能性があるから、雄はなるべくたくさんの雌を1人が確保するということが可能ですよね。ですから雄の数が多、少ないというのは、雄にとっての雌に対する配偶競争があるという意味ではあまり状況は変わってなくて、さっき申し上げた配分というものの意味の一つがこれですが、配偶相手（雌）を配分する。

特定の権力の強い雄がたくさんの雌を独占するという状態はほかの雄にとって望ましくなくて、それは社会的に不安定になるから、そこに配分作用を持たせなければいけないという議論が出てきて、それがさっき言った配分の一つのパターンです。その原則はやはり適用できる。原則レベルでいったときに、そういう形で押していけるのではないかというのが私の答えになります。

ただ、反する例がこうじゃないかというのはあるかもしれないので、それは少し検討しないとよくわからないというのが一つ目です。

屋敷 いま思いついた例で、これはちゃんとした反論の例ではなくて単純にどう切り返すか聞きたいだけなので、理論の反論になっていないのはわかっていて聞きます。例えばEUという一部例外がありますけれども、あまり子供を産みたくない女性がたくさんいるようですね。そういう意味では、子供を産みたい女性の取り合いというのは非常に深刻なのではないかと思います。単純にどう切り返すのか知りたいので。

内藤 それは競争が激化するという。

屋敷 競争が激化するんだけど、それはルールはそのままでもいいんですか。

内藤 特定の男性に女性が独占されるべきではなくて、配分作用はないといけないというルールは一緒だと思います。

屋敷 そうすると、内藤さんの考え方を貫いていくと、例えば一定の女性の出産動向とかそういうものが傾向として存在したとしても、それは婚姻法の立法であるとか、その他もろもろの育児とかそういうものに関する立法には基本的には影響しない話ということですか。逆に言うと、社会立法とか婚姻政策とかというのは理論上出てこないこと、机上論理という話になるんですかね。それとも、それはやるんだけど、自然法とは関係なくて場当たりのやっつけていいということですか。

内藤 それはどちらかというと後者のほうになると思います。ですから、場当たりのやっつけていいとは言わないですけども、原則的にこの原則は外してはいけないという規範的な原則と、その上でディテールに関してあんたらの好きに決めていいよという部分が多



分あって、きょうの話はあくまで原則論だということを強調したつもりですが、その上で個々の環境条件とか社会条件に応じて、皆さん自身の裁量でというか恣意でもって決める領域というのは当然あって、社会立法とか経済立法というのがそのレベルでなされるということは大いにあり得る話です。

ただ、原則としてそこがさっき申し上げたような反配分的な形であるとか、反互恵的な形での立法がされるのは問題であるだろうと言えると思います。

屋敷 二つ目はもうほとんど答えておられるので、三つ目のほうだけ。

内藤 三つ目は、合意とは何なんだというお話を聞いたときに、私は利益の合致だと思ったわけです。それはさっきの真ん中辺で説明した部分です。原則根源的なところでいったときに、生存するとか繁殖する、資源獲得するという意味での利益の合致をもって合意するという想定をしていました。ですから、それに対するお答えはそういう形になります。後半で屋敷先生が続けておっしゃられた、ただ現実場面では全然そうじゃない合意があるじゃないかということですよ。全くもって合理的な、冷静な判断ではなく、自暴自棄になって何とかに関する合意をするというのは当然現実の場面では出てくるので、そういうときに合意の概念はどこまで広げるのだということに関して、なるほど、それはちょっと問題だなと思って、そこから先を答えるのは今ちょっと思い浮かびません。考えさせていたきたいと思います。

屋敷 超国家的、あるいは自然法論者が言う、例えばホッブズの国家形成の合意だというわけけれども、ホッブズの場合は内藤さんのお眼鏡にかなうかもしれませんが、国家にしたってしばしば内藤さんのお眼鏡にかなわない合意で形成されたりするわけですよ。ですからそういう次元からして、その場合これは実は合理的ではないんだよとか、内藤さんの次元での利益にかなっていないんだよというふうに言うと、結局、自然法だけ1本で押していった合意はもうないとしていいのではないかというのが一つの立場としてあり得るなど。

あともう一つは、僕が言うより堀川さんが言ったほうがいいんだろうけれども、契約正義と契約誠実という堀川さんのお家芸でいうと、その契約正義のような形での契約論、合意論というのはそれなりに合致する面が多いのかもしれないけれども、とにかく何でも基本的に、約束したからには守らなければいけないというような契約誠実の立場からすると、かなり違和感のある結論になってしまうのではないかということです。

内藤 それで思い出したんですけれども、堀川さんの例えば莫大損害とかという話を聞いていたときに、莫大損害とか著しく不公平な合意とか何とかというのを否定される根拠として、私の議論でいうと反互恵的だからそれはだめなんだと根拠づけられるなど以前からずっと思っていました。それをいま言われて思い出して、それでいくと屋敷先生がおっしゃられるとおり、合意ということに普遍的妥当性を見出すのではなくて、合意ではなくて上位原理として互恵なりなんなりというのを私は想定していて、そちらに関して正当化できるけれども、そうすると合意が別に普遍妥当性があるという結論ではないじゃないか

というのは、なるほどおっしゃるとおりなので、そこは少し検討させていただきたいと思います。でも確かにそれはそのとおりだという気がします。

話の流れで堀川さん（先にどうぞ）。

堀川　すごく時間が押しているようなので手短に。今の話とも関連するのですが、内藤さんが話の冒頭に実験的な話だとおっしゃったんですけれども、レジュメの4ページの図1が恐らく実験装置だと思います。内藤さんのお話をずっと伺っていると、ある一定の社会像みたいなものが常にある。というのは、例えばAさんとBさんは交換可能な立場にある。恐らくAさんがBさんになっても構わないわけですね。あと、Cさん、Dさん、Eさんという人たちは、恐らく一回的な接触関係ではなくて割と継続的な接触関係で、多分ここら辺にいる人たちはかなり緊密な関係にあるのではないかという気がします。

なぜそうかという、例えば契約を破ったことによって、他者から否定的な評価を受けるということを一々心配しなければいけないということは、以後会うということが前提になっているわけですね。そういう集団なり個人なりというのが、現実社会のあらゆる共通部分を抽出したすべてを説明できる実験装置として妥当なのか、という点に疑問を持ちました。

もしそういうことが念頭にあるのだったら、最後におっしゃったみたいな互惠というのを一番上位のものに据えるというのはわかるんですけれども、例えばコンビニで買い物をして、これは気に入らんと返品しに行く人はコンビニの店員に、「あいつは約束を守らないやつだ」と思われることを心配して返品には行かないと思います。もしそうだとすると、こういう場合にお互いの関係を、「互惠」として理解するというのは適切なのかどうか。確かに莫大損害(*laesio enormis*)という法理のもとでは、契約関係に入るものはお互いの利益を守れということが命じられています。しかし先ほどのコンビニの例のような場合に、実験した結果がそのまま妥当するのか。もしかしたら屋敷先生が一番最初に聞いた質問とも関連するのかもしれませんが、その辺をお答えいただければと思います。

内藤　屋敷先生もそうですし、佐藤先生がおっしゃっていることとも多分関連する話だと思います。今の間接互惠の話に限定すると、その点は人間行動進化学の中でも割といろいろ議論の余地があるところで、基本的にこういう間接互惠とか互惠的利他行動を通じて人間には互惠に向けた心性が発達してきた、そういう規範が発達してきた、そういうまさに記述レベルでの説明を人間行動進化学でするわけです。そのときに想定されている状況というのは、今、現代社会であるような都市化した状況ではありません。例えば狩猟採集社会とか、150人だか200人だったと思いますが、その人数の規模の集団というのが人間の社会集団の基本で、それに基づいて人間の心性（心の性質）というのは発達してきているという説明がされています。

なので、基本的には今ご指摘されたような、あと今後の人間関係はないよということは想定されていなくて、そういうある程度緊密化した集団の中で互惠作用があって間接互惠の作用があって、それに合わせて人間は心性を発達させてきたというのが、人間行動進化

学の説明になる。

その心の性質自体は、基本的には人間に普遍的なものとして備わっているから、環境条件が変わって大都市の社会みたいになったときにも、環境条件に応じてだから、何かこんなことしたら悪いなと思いつつも、「でもどうせこいつとはもう会わないから言いたいことを言っていちゃ」とやってしまう判断をする人もいます。もちろんそういう人は出てくるけれども、それは何も前提に何も無いところからその判断が出てきているわけではなくて、そういう人にも原則的には互惠的なものに関してそうしたほうがいいのか、それを志向する内面作用があるけれども、環境条件に応じてその人の場合はやめている、でもやめない人もいるという形なので、これが直接的に現代社会とかに適用できるかという点に関しては、できない場面も出てくるということと言える。

それは認めるんですけども、ただ、人間の心性にそういうところがあるという原則は変わらないので、かなりの程度この説明には妥当性があるというその説明を踏まえた上で、現実の文化的な条件が違ふとか都市化の状況が違ふとかというのに応じて個別の分析はもちろん可能で、それはやる必要があるというのが答えになるという形です。

堀川 もう一点ですけども、先ほど質問の趣旨とも関連しますが、ずっと原則だ、原則だとおっしゃっているんですけども、原則というのは、原則なんでしょうけれども、例外の数がどれだけあるのかというときに、これは量的な話になってしまうかもしれませんが、原則はそうなんだけどむしろ例外のほうが多くて、原則としての機能が例外を説明するためのただの理論的な前提にすぎないみたいな話になりはしないかなとちょっと思ったんです。

内藤 そのご懸念はよくわかります。立場的には原則で押したい立場なんですけれども、それは個別に検討させていただきたいと思います。

伊藤 最初から来ていなかったもので、もしかしたら話を誤解している部分があるかもしれません。すごく大ざっぱな話をします。まず博士論文で『自然主義の人権論』を書いて、内藤さんの進化生物学的な自然主義の立場において、まず人権が説明できますよというふうに博士論文では主張されたと思います。次に『一橋法学』で書いたメタ倫理の話だと、ある程度の道徳的規範一般も進化生物学的な自然主義で説明できますよと主張されていたような気がします。次に今回だと、契約遵守も進化生物学的な自然主義で説明できますよというふうに、きょうは説明されたと思うんですね。

そうすると、内藤さんの説明できる範囲がどんどん広がってしまっていて、果たして内藤さんの進化生物学的な自然主義の射程の範囲というのはどこまでなのかと疑問に思いました。それを考えると、例えば先ほど佐藤先生がおっしゃられたように規範と価値を区別して、規範の部分だけ説明できるということもできますよね。あと、もしそういう規範的な議論があったとして、互惠と配分に合致しないような道徳的規範は説明できないということもできるかと思います。それとももっと野望が大きくて、もう価値的な議論および規範的な議論は進化生物学的な説明で全部説明できてしまうという方向性もあると思います。

今のところの内藤さんの野望がどこまでかというのを教えていただきたいということです。

ちらっと思ったのは、もしかして内藤さんが進化生物学的な自然主義で説明できる道徳的規範のことを、イコール自然法と言っているのではないかなという感じがしました。

佐藤 ですから、やはり自然法の中身というのは何ですかという問題が残っていると思います。

内藤 あたかも私の人生を振り返るような趣旨のご質問ですね。(笑) どこまでが野望なのかということに関してですけれども、私自身は野望的な言い方をしていますが、多分そんなに野望は持っていないのではないかなというのが自分の印象です。枠組みとして人間行動進化学ということを持ち出して、かなりこういうふうの説明できますよということを行っているけれども、さっきの屋敷先生の質問とも絡みますが、ここから先は説明できないというのは多分あるだろうなと思っていて、そこは手を出していないんだと思うんですよ。だから私のここまでの軌跡を振り返って、今、伊藤さんがおっしゃってくれたような質問が出てくるのは、それは非常に鋭いところを突いていて、私の野望的なもので考えている範囲の中で守備範囲にあるやつを、今までの説明としておまえはとってきているじゃないかという趣旨だと思います。それは非常に鋭い指摘で、そのとおりかもしれない。そこを超えた説明があるかもしれないけれども、私の今のイメージ、今の質問に対する答えとしては、一定の射程の範囲というのがあって、ここまでだろうなというのは多分あると思っています。

ただ見方によっては、いやいやそうじゃなくて、進化とか何とかという生物学的な枠組みというのは、森羅万象を説明できるよという立場もあり得ると思います。例えば社会生物学を言い出したエドワード・ウィルソン (Edward Osborne Wilson) というのはそういうことを構想して、あらゆる学問を生物学概念のもとに統合できるんだと言っているわけです。それをもって従来の社会科学とか人間に関する説明というのは、このパラダイムのもとで全部説明できて統合できるんだという考え方もあり得るから、これがどうなのかというのはまだ判断はつかないところです。ただ、今の自分の野望の立場としては、限界というか限定線があって、ここまでが原則論で、原則があった上でのディテール論としてこれもあるよね、これもあるよねというのはあり得るかなと。

さっきのスポーツの話でいうと、基本としてはこれが基本だけれども、その上で変則フォームで投げるピッチャーがいるとか、変わったヴァリエーションがあるとかというのがあって、それをただ基本との絡みで説明することはできる可能性はあるかなと思っていますが、その辺の境界線がどうなのかというのは私自身もまだこれから手探りでやっていくところだということです。

伊藤 逆に今の時点で、これは進化生物学では説明しにくいなと思う道徳的価値とか法的規範はあるんですか。

内藤 今の時点で説明できることばかり頭が行っちゃうから。(笑) 何がいかないのかというのを言われると、これだとはあまり思っていないくて、自分の中にあるのは、いろいろ

な道徳規範もそうだし、法理論もそうだし、例えば実定法の本を読むとか、あるいは自分の私的な生活の中での話に関しても、これも説明できる、これもいける、これもいけるといって拾っている。でも多分その中でこれは無理だなというのはあって、これはやめておこうというのはあると思いますけれども、意識の上にいま上がっていないので、それは何とも言えないということです。(笑) でも、それは考えさせていただきたいと思います。

勝田 ロースクールの勝田と申します。きょうはありがとうございました。私は実定法を勉強していたのですが、正しさのところで生存・繁殖と合理性で説明なさっているところは、その根拠までを言う方は少ないと思われるので、とてもおもしろかったです。

1点だけ気になったのは、先ほど堀川さんがおっしゃっていたところで、原則と例外で本当に原則と言えるかどうかという点で、そうじゃないとも言えるという言い方もあり得ると思いますが、私が一番最初に伺っていて思ったのが法と経済学的観点からいえば、恐らくルールが決まっていることが重要であって、ルールは守るべきだという規範はそもそもないと思うんですよね。それが多分コースの定理だと思います。

私はロースクールの授業で鳥澤先生にそれを伺った後だったので、たまたま頭にあったんですけれども、そのときにすごく人間観としてコースの定理の法を守るべきではなく、法があることで法を破ったときの不利益を、債務不履行であればその違約金を払えばいいということであまりうまく機能しているのだというのは、非常に納得はしました。そういった反論があったときに、法を守るべきというのが本当に原則と言えるのかというのはどういうふうに反論なさるのかなと。

内藤 鳥澤先生はここのプロジェクトのメンバーでもあるんですけれども、それに関しては、法があるということでそれをみんなが守ることが重要だというのは、人間行動進化学と私の報告の立場だと、それには反対なんです。どう反対かということ、例えばここで言っている道徳規範云々というのは、互惠ということをきょうお話ししましたが、互惠的な原則というのは進化ゲーム理論でこの話を裏づけるときによくやるパターンです。コンピューターのプログラムでいろいろなパターンの行動原理を持っているプログラム同士を進化ゲーム理論で戦わせたら、一定のところに集約されるというのがあるんですよ。ロバート・アクセルロッド (Robert Axelrod) などの人たちがそれを (やっていて)、日本でも最近の人間行動進化学の研究者はすごくこれの検証をやるんですけれども。

規則は何でもいいわけではなくて、本人が意識的な判断をしないような、意識とか志向を持たないようなプレーヤー同士を戦わせても一定のところにそこでの行動規範が集約されるんです。その行動規範を持っていないやつは淘汰されていくんですよ。典型的なのはこの互惠の話です。互惠的に行動するという原理をインプットしたプレーヤーは、そうではなくて裏切るとかだますとか、相手に何か恩をもらったのに自分は返さないという行動原理でやっている人たちとずっと繰り返してそのゲームをやっていくと、その人たちが淘汰されていって結局、規範、そこでの行動原理が互惠というところに集約されるんで

す。

これはまさに佐藤先生がおっしゃるような記述的なレベルの説明ですけれども、ということはそれに反する規範を仮に設定しても、それは結局、社会的にうまくいかないことが起こり得るので、ある規範をランダムに設定すればみんながそれに従うことで予測可能性が担保されて社会がうまくいくかというと、私はそうは思っていません。ある原則があって、その原則にかなう規範を設定するから社会がそれでうまくいく。それにかなわないことを設定すると、一時的にうまくいくようなものはあっても、結局うまくいかなくなるんじゃないかというのが私の考えで、その原則になっているものとして出せるのが、人間行動進化学の立場から自然法として出せる例えば「互惠」と「配分」という原理ではないかというつながりになります。

藤本 最後に一つだけ言わせてください。きょうの話は、全体的・構造的な話から質問がたくさんあってよかったと思いますが、契約に関するプロジェクトなので、それとの話をかみ合わせていきますと、私もずっとこのプロジェクトに参加していて考えていたのは、契約が契約として成立するのは何だというときに、例えば堀川さんのレジュメにもありますけれども、民法上の定義は契約とは2個以上の意思表示の合致によって成立するとされています。しかし、例えば2人なり3人なり、その契約にかかわっている人たちだけでは契約というのはだめなのではないかというのが、私がいま考えているところです。

詳しい話は省略しますが、契約にはそれを見守る第三者のまなざしが必要なのではないかと。あいつは契約を破った、あるいはあいつはちゃんと守っているというのがないと、契約関係の中に入っている人たちだけの内部では、契約というものが契約として成立しないのではないかと考えているんですね。そういうふうに考えたときに、この話はすごく腑に落ちてずっと入りました。

これは確認ですけれども、ということは例えば1人でやる、おれはこれからもうお酒は飲まないとか心の中だけで誓う、しかしだれにも言わない。それを守ること、あるいは秘密の2人だけの約束、お互いにお互いのことを忘れないでいようねと言って2人は別れて転校してしまったとかというときに、それを守り続けること。そういうのは、内藤さんのこの理論からは拘束力のある規範としては出てこないということになるのでしょうか。

内藤 逆で、拘束力のある規範として出てくる。それは、たとえ自分1人であって、それが第三者に対して影響しないような契約であっても、おれは守ると言うほど契約原理に関して自分はコミットしているということを自分に示し、そういう原理を徹底した人格で行動することによって、個々の行動レベルでそれがあらわれて、さっき言った間接互惠の中で評判の利益を通じたプラス効果につながるということです。なので、それぐらい契約原則にコミットしているということを自分の人格というか心で持つということが適応的だと。

藤本 そこはもう内在化してしまうということですか。第三者のまなざしではなくて、中にもう入ってきている。もともとはそういう第三者の評価とかがあっても、それで

いくと最終的には直接関係なくても、おれは約束を守るんだ、そのほうがいいんだ、だから……

内藤 信念化されるということです。

屋敷 私なら、それを内面的紀律化と言います。その話ですよ。

藤本 その話になっていくということです。

内藤 だからそれが適応的だという説明になる。

藤本 そうすることが適応的になっていくという。

まだ話はしたいところですが、時間が来てしまいましたので第1部の内藤さんの報告は終わりにしたいと思います。内藤さん、どうもありがとうございました。(拍手)

では、15時10分ぐらいまで休憩にして、それから第2部の堀川さん及び屋敷さんの報告に入っていきたいと思います。